

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成28年7月8日 午前8時58分～午前9時15分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	成川 幸太郎
委員	川添 公貴	委員	森満 晃
委員	中島 由美子		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二

---

### ○その他の議員

議員 井上 勝博                      議員 小田原 勇次郎

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代 健一	教育部長	中川 清
総務課長	平原 一洋	選挙管理委員会事務局長	森園 一春
文書法制室長	堀ノ内 孝	議会事務局長	田上 正洋
税務課長	堂元 清憲	議事調査課長	道場 益男
危機管理監	中村 真		
企画政策部長	永田 一廣		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	管理調査グループ員	榎並 淳司
課長代理	瀬戸口 健一	議事グループ員	柳 裕子
主幹兼議事グループ長	久米 道秋		

---

### ○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
  - 2 陳情における字数及び添付資料の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）それでは、おはようございます。大変御苦労さまでございます。心配しておりました大型台風もそれてくれまして安心したわけですが、地盤が緩んで、さらに土砂災害含めて予断を許さない状況だと思えますけど、議員各位においても、地域それぞれあると思えますので、またひとつ対応方お願いしたいと思えます。

おかげさまで、6月議会最終日というふうになりました。きょうの議題につきましては、進行表のとおりでありますけれども、どうぞ御審議をよろしくお願い申し上げて挨拶にかえさせていただきます。

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（大田黒 博）それでは、まず、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1—1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、委員会の行政視察報告が3件、総務文教、企画経済、建設水道の各常任委員会から、本日の本会議においてそれぞれ報告がございます。

次に、意見書提出に関する発議が2件、発議第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については総務文教委員会提出分、発議第4号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出については市民福祉委員会提出分であり、いずれも本日の本会議において審議してはと考えます。

次に、提出予定議案が1件、議案第111号は固定資産評価委員の選任議案であり、本日の本会

議において審議してはと考えます。

次に、資料1—2、議案に係る討論通告一覧をごらんください。議案第98号及び106号について、井上議員から反対討論の通告があります。

次に、資料1—3、請願・陳情に係る審査結果等一覧をごらんください。

まず総務文教委員会の審査結果は、請願第7号について、採択すべきもの、陳情第8号について、不採択とすべきものであります。

市民福祉委員会の審査結果は、請願第6号について、不採択とすべきもの、陳情第9号について、採択すべきものであります。

討論通告については、請願第6号及び陳情第8号について、井上議員から賛成討論の通告があります。

裏面をごらんください。

閉会中の継続審査の申し出ですが、川内原子力発電所対策調査特別委員会から、陳情第4号、10号、11号及び12号について申し出があります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ありませんね。質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時1分休憩

~~~~~

午前9時4分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△陳情における字数及び添付資料の取扱い

について

○委員長（大田黒 博） それでは、陳情における字数及び添付資料の取扱いについてを議題いたします。

まず事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） それでは、資料3-1と3-2をごらんいただきたいと思います。

まず資料3-1でございますけれども、陳情における字数、添付資料の取扱いについて御協議いただきたいということで資料を作成してございます。

最近の陳情について状況を説明してございますが、長文で願意が把握しづらいものや、大量の資料が添付されているものなどがあるということで、御協議いただくものでございます。

ゴシック体の1番と2番目に鹿児島県議会の取扱い事例、それから県内の各市の取扱い事例を調べた結果を記載してございます。

そのような背景から、3番目にありますが、これまで御協議いただいておりますけれども、取扱い案について4点整理してございます。

まず（1）でございますが、陳情の趣旨（内容）は、必要以上に長文とならないように留意し、議会に対して何を望んでいるのか、具体的にわかりやすくおおむね2,000字以内で記載してもらうものとする。それから（2）で、陳情を補足する参考資料は、最小限のものにとどめてもらうものとするとしてございます。

この2項目につきましては、県議会の注意事項を参考にしております。

なお、県議会と異なる部分は、本文が県議会が1,500字に対して、本市は2,000字以内としてございます。これにつきましては、陳情文書表にした場合に2枚に収まる程度ということで目安にしてございます。

それから（3）でございます。本文が2,000字を超える場合は、個別に相談するなどの運用に努めるものとするということ、それから（4）に参考資料の内容は、陳情文書表には記載しないこととし、配付の取扱いについては、委員会付託されたものは当該委員会で、本会議審議とされたものは議会運営委員会でそれぞれ判断するものとしてございます。

4番目に書いてございますとおり、本取扱いの適用の時期等につきましては、（1）にあります

が、本日取扱いを御決定いただいた後に提出された陳情について適用するという、またこの取扱いはホームページ等で周知を図ることとしてございます。

なお、合わせまして、申合せ事項の改正についてお示ししてございます。資料3-2に書いてあるとおりでございます。申合せには、請願・陳情文書表の作成についてという項目がございます。これにつきましては、先ほどの資料3-1に取扱い案についての4項目を、それぞれこちらの申合せのほうに移してございます。順番は、多少前後いたしますけれども、1番目の項目に請願・陳情文書表の作成についてということで2項目、それから新たに項を設けまして、5項目めに陳情書の字数について、2項目申合せに記載をしてはということでお示したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大田黒 博） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 質疑、意見はないと認めます。それでは、説明のとおり取扱うこととし、申合せ事項を改正することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、陳情における字数及び添付資料の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時 7分休憩

~~~~~

午前9時15分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博） 本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博） 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博